



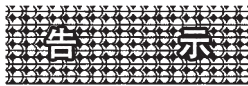
長野県報

11月13日(金)
平成21年
(2009年)
号外

目次

告示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定猟具使用禁止区域の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	4
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	7



告示

長野県告示第530号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

平成21年11月13日

長野県知事 村井 仁

十の原鳥獣保護区特別保護地区

1 区域

上田市と須坂市の境界にある根子岳避難小屋を起点とし、同点から同境界を南東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、真田滝ノ入県行造林地と上田市行造林地との接点（的岩山頂北部）に至り、同点から同境界を北西進し、滝ノ入沢との接点に至り、同点から民有林第2122林班と第2123林班の境界を北西進し、民有林第2122林班と第2123林班と第2148林班の境界と上田市真田町長十の原地籍在所の山家神社里宮を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北進し、中尾根三角点（標高1,917.2メートル）を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進し、根子岳避難小屋を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約705ヘクタール）

2 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

3 保護に関する指針

当該区域は、亜高山帯植生を中心に周辺部にカラマツ等の針葉樹人工林、落葉広葉樹の二次林等を有し、林相の変化に富み、ツキノワグマやニホンカモシカ、ヤマネ、ホンドオコジョをはじめ多様な鳥獣及び希少猛きん類の生息も確認されており、希少な鳥獣の生息のための好条件な環境として特に重要な地域であること

から、特別保護地区として指定するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第531号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成21年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 十の原鳥獣保護区

(1) 区域

上田市と須坂市の境界にある根子岳避難小屋を起点とし、同点から同境界を南東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、真田滝ノ入県行造林地と上田市行造林地との接点（的岩山頂北部）に至り、同点から同境界を北西進し、滝ノ入沢との接点に至り、同点から民有林第2122林班と第2123林班の境界を北西進し、民有林第2122林班と第2123林班と第2148林班の境界と上田市真田町長十の原地籍在所の山家神社里宮を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進し、中尾根三角点（標高1,917.2メートル）を結ぶ線との接点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約705ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、亜高山帯植生を中心に周辺部にカラマツ等の針葉樹人工林、落葉広葉樹の二次林等を有し、林相の変化に富み、ツキノワグマやニホンカモシカ、ヤマネ、ホンドオコジョをはじめ多様な鳥獣及び希少猛きん類の生息も確認されており、鳥

獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、希少な鳥獣の生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

2 伊那市うぐす洞鳥獣保護区

(1) 区域

伊那市荒井地籍の県道伊那駒ヶ岳線と市道室町伊那部線との接点を起点とし、同点から同市道を南西進し、市道日影沢線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道沢1号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、県道南箕輪沢渡線との接点に至り、同点から同県道を南進し、市道小黒川大坊線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道伊那駒ヶ岳線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約117ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、河岸段丘の西側に畑地が広がり、キジ類等の野鳥の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

3 宮田鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡宮田村新田地籍の村道栃ガ洞沢尻線と村道町新田線との接点を起点とし、同点から同村道を南西進し、村道第二町新田線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、村道南平駒ヶ根橋線との接点に至り、同点から同村道を西進し、主要地方道駒ヶ岳駒ヶ根公園線との接点に至り、同点から同地方道を西進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、中央アルプス県立公園の境界(歩道)との接点に至り、同点から同境界を北進し、通称焼枯三角点(標高1,550.8メートル)に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、村道栃ガ洞沢尻線に通じる歩道との接点(通称焼枯三角点)に至り、同点から同歩道を南東進し、村道栃ガ洞沢尻線との接点に至り、同点から同村道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約365ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、中央アルプス県立公園に隣接し、豊かな自然環境が保全されており、野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

4 天竜峡周辺鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市竜江地籍の県道米川飯田線と県道飯田富山佐久間線との接点を起点とし、同点から県道飯田富山佐久間線を南進し、同県道と県道米川飯田線との接点に至り、同点から県道米川飯田線を南進し、同県道と天竜峡停車場下平線との接点に至り、同点から県道天竜峡停車場下平線を西進し、同県道と県道飯田富山佐久間線との接点に至り、同点から県道飯田富山佐久間線を南進し、同県道と市道千代171号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道川路147号線との接点に至り、同点から市道川路147号線を北西進し、同市道と国道151号線との接点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と県道上川路

大畑線との接点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と県道時又中村線との接点に至り、同点から県道時又中村線を北東進し、同県道と県道米川飯田線との接点に至り、同点から県道米川飯田線を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約410ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上流部の平坦な地形、下流部の溪谷等、地形の変化に富んでおり、水鳥をはじめ多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

5 丸山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡阿南町和合地籍の和合川と本谷沢との合流点を起点とし、同点から同川を南東進し、同川と小屋の沢との接点に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と小屋の沢東支流との接点に至り、同点から同支流を南進し、同支流と西峰山から丸山を經由し下伊那郡平谷村に至る尾根の山道との接点に至り、同点から同山道を西進し、同山道と阿南町と平谷村の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北進し、同町村界と阿智村との接点に至り、同点から阿南町と阿智村の町村界を東進し、長根山に至り、同点から南東に延びる尾根を南東進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約855ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、ナラ等の天然広葉樹林並びにスギ及びヒノキの人工林が混交しており、ニホンカモシカをはじめ多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

6 治部坂鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡阿智村浪合治部坂地籍の治部坂川と萱小屋川との合流点を起点とし、同点から治部坂川を南進し、同川と白三沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、同沢と村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を南東進し、標高1,446メートルの三角点に至り、同点から官行造林界を南進し、同官行造林界と阿智村と下伊那郡平谷村の村界との接点に至り、同点から同村界を南西進し、同村界と平谷村地籍の峠沢と四方木沢との間の尾根との接点に至り、同点から同尾根を南西進し、同尾根と市ノ沢との接点に至り、同点から同沢を南西進し、同沢とコロゲ沢との合流点に至り、同点からコロゲ沢を西進し、同沢と柳川との合流点に至り、同点から同川を北進し、同川と通称三羽沢との合流点に至り、同点から同沢を北東進し、横岳三角点(標高1,574メートル)に至り、同点から阿智村と平谷村との村界を北西進し、同村界と官行造林界との接点に至り、同点から同官行造林界を北東進し、同官行造林界と萱小屋川との接点に至り、同点から同川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約788ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、針広混交林の林相と豊富な水資源を有し、ニホンカモシカをはじめ多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

7 高山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の小渋川と小河内沢との合流点を起点とし、同点から同沢を北東進し、民有林第170林班と民有林第172林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林第170林班と民有林第171林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、除山山頂に至り、同点から国有林第2088林班に通じる尾根を南東進し、国有林第2025林班と国有林第2088林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林第2025林班と国有林第2089林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林第2025林班と国有林第2090林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、高山山頂に至り、同点から国有林第2091林班に通じる尾根を南西進し、国有林第2026林班と国有林第2091林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と高山沢との接点に至り、同点から高山沢を南西進し、小渋川との合流点に至り、同点から同川を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,060ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該地域は、林相の大半が天然広葉樹林で、沢も多く水資源豊富な地域であり、希少猛きん類やニホンカモシカの生息も確認されており、野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

8 城山鳥獣保護区

(1) 区域

木曽郡木曽町福島に所在する国有林木曽森林管理署所管第710林班から第713林班及び第720林班から第726林班の区域（面積約196ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、サワラ、コメツガ等の針葉樹やカエデ、ナラ等の広葉樹等を有し、林相の変化に富み、ニホンカモシカ等をはじめ多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

9 聖高原鳥獣保護区

(1) 区域

東筑摩郡麻績村と同郡筑北村及び千曲市との境界点を起点とし、同点から麻績村道一本松線を西南進し、同村道と東堂ヶ入地籍との接点に至り、同点から私有林と同村村有林との境界線を北進し、同境界線と聖高原別荘地界の南端との接点に至り、同点から同別荘地界を西進し、同村大曲地籍において国道403号との接点に至り、同点から同県道を西進し、同村七久保地籍の通称矢倉平尾根との接点に至り、同点から北山ダムに至り、さらに同ダムを西進し、聖高原えんのき平別荘地界との接点に

至り、同点から同境界線を西進し、東遠見尾根との接点に至り、同点から西遠見尾根を経て泥平尾根との接点に至り、同点からウサギ久保池を経て同村村道坊平大沼線との接点に至り、同点から同線を西北進し、同村坊平地籍において同村村有林と私有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を西進し、長野市と麻績村の境界線との接点に至り、同点から同境界線を東進し、千曲市と麻績村の境界線との接点に至り、同点から同境界線を東南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約593ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、針葉樹林及び広葉樹林が混交し、鳥獣類のえさ場も多く、多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

10 木崎湖鳥獣保護区

(1) 区域

大町市平地籍の木崎湖水面全域（面積約141ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、カモ等の冬鳥が集団で渡来し、また、ハクチョウの渡来が確認されている大北地域唯一の地点であり、集団渡来地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

11 鏡台山鳥獣保護区

(1) 区域

千曲市大字森地籍の林道更埴坂城線と林道芝平樽滝線との接点を起点とし、同点から同林道を北東進し、林道大木場線との接点に至り、同点から同林道を北東進し、千曲市有林と県有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、千曲市と上田市の市界との接点に至り、同点から同境界を南進し、鏡台山三角点（標高1,269メートル）に至り、同点から千曲市と埴科郡坂城町との市町界を南進し、沢山川支流との接点に至り、同点から同川を西進し、林道霞生線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、上平尾根との接点に至り、同点から同尾根を南西進し、林道更埴坂城線との接点に至り、同点から同林道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約268ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、豊かな水資源に恵まれ、ナラ、コナラ等の天然広葉樹及びスギ、アカマツ、カラマツ等の人工林が混交し、下層木として食餌樹木も自生しており、このような自然環境がクマタカ、ニホンカモシカをはじめ多様な野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

12 地獄谷鳥獣保護区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の町道上林横湯線と二の沢との接点を起点とし、同点から二の沢を北進し、同沢と林道金倉龍王線との接点に至り、同点から財団法人下高井郡山ノ内町和

合会所有山林と財団法人下高井郡山ノ内町共益会所有山林との境界線を東進し、龍王沢との交点に至り、同点から同沢を東南進し、横湯川との合流点に至り、同点から通称仏岩山に通ずる最高の尾根を南進し、水無池に至り、同点から仏岩山三角点(標高1,398.2メートル)に至り、同点と起点を直線で結んだ線に囲まれた区域及び山ノ内町大字平穩字ツグラ7,149-10番地の区域(面積約600ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、モミ、ツガ等の天然針葉樹とナラ、カンパ類の天然広葉樹が混交し、また、豊富な水量を兼ね備えており、野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第532号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成21年11月13日

長野県知事 村 井 仁

1 黒覆休猟区

(1) 区域

上伊那郡飯島町飯島地籍の通ヶ沢尾根と林道横根山線との交点を起点とし、同点から同林道を西進し、同林道と中小川との交点に至り、同点から同川を西進し、同川と飯島町と木曾郡大桑村との町村界との接点に至り、同点から同町村界を北進し、駒ヶ根市と飯島町と大桑村との市町村界の交点に至り、同点から駒ヶ根市と飯島町との市町界を南東進し、同市町界と国有林界との接点に至り、同点から同国有林界を西進し、同国有林界と通ヶ沢尾根との交点に至り、同点から同尾根を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,664ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成24年10月31日まで

2 御岳高原休猟区

(1) 区域

木曾郡王滝村黒石原地籍の村道41号線と村道48号線の接点を起点とし、村道48号線を南進し、尾根に至り、同尾根を北進し、西進し、さらに南西進し、村道41号線との接点に至り、同村道を北西進し、小股沢を渡り、南進し、北西進し、清滝沢との交点に至り、同沢を北西進し、村道41号線との接点に至り、同村道を南東進し、北東進し、さらに南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約179ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成24年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第533号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成21年11月13日

長野県知事 村 井 仁

1 内山牧場・志賀牧場特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

佐久市内山地籍の長野県と群馬県の境界と主要地方道下仁田浅科線との交点を起点とし、同点から同地方道を北西進し、佐久高原荒船別荘地と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、主要地方道下仁田浅科線との接点に至り、同点から同地方道を北西進し、志賀牧場と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、佐久草笛ランド別荘地と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、主要地方道下仁田浅科線との接点に至り、同点から同地方道を東進し、佐久市道40-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、佐久草笛ランド別荘地と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、妙義荒船林道との接点に至り、同点から同林道を東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約179ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

2 切原小学校特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

佐久市中小田切地籍の市道湯原新田線と市道56号線との接点を起点とし、同点から同市道を南西進し、市道811号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、東京電力株式会社鉄塔指導標第511号入り口の農地と山林の境界に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北進し、農地と山林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、市道679号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道665号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道湯原新田線との接点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約17ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

3 にごり池特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

佐久市望月地籍の国道142号線と市道通学線との交点を起点とし、同点から同市道を西進し、市道御桐谷青木線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上三井線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道古道1号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道古道線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道三井・古道線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道茂田井・三井線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道牛鹿望月線との接点に至り、同点から同県道を西進し、市道茂田井2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道茂田井旧道線との交点に至り、同点から同市道を東進し、農道和田入線との接点に至り、同点から同農道を東進し、市道御巡見・馬坂線との接点に至り、同点から同市道を北進し、国道142号線との交点に至り、同点から同

国道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約55ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

4 小海高校周辺特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

南佐久郡小海町大字千代里地籍の国道141号線と南佐久郡小海町道本間川五箇線との交点を起点とし、同点から同町道を西進し、町道南原上線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、町道川久保八那池線に通じる農道との接点に至り、同点から同農道を北進し、町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を北進し、南進し、国道141号線との接点に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約40ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

5 野辺山スキー場特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

南佐久郡南牧村大字野辺山地籍の村道5048号線と野辺山スキー場管理道路との接点を起点とし、同点から同村道を東進し、野辺山スキー場管理用地と私有地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、野辺山スキー場管理地と南牧村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、野辺山スキー場管理地と平沢財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、野辺山スキー場管理地と平沢牧場の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、野辺山スキー場管理地と南牧村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、野辺山スキー場管理用道路との接点に至り、同点から同道路を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約64ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成24年10月31日まで

6 南軽井沢矢ヶ崎Ⅰ特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地籍の長野県と群馬県との境界と国道18号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同点から同境界を南進し、県道下仁田軽井沢線との交点(和美峠)に至り、同点から同県道を北西進し、泥川との交点に至り、同点から同川を西進し、軽井沢リゾートランド進入路との交点に至り、同点から同進入路を北進し、国道18号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を東進し、矢ヶ崎川との交点(雨宮橋)に至り、同点から同川を北進し、県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道18号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,114ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

7 南軽井沢矢ヶ崎Ⅱ特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地籍の国道18号線と県道下仁田軽井沢線との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、矢ヶ崎川との交点に至り、同点から同川を南進し、国道18号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、軽井沢

リゾートランド進入路との接点に至り、同点から同進入路を南進し、泥川との交点に至り、同点から同川を南東進し、県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を南進し、長野県と群馬県の境界(和美峠)との接点に至り、同点から同境界を西進し、国有林とレイクニュータウン別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、北佐久郡軽井沢町道発地馬取線との交点に至り、同点から同町道を西進し、農道60号線との接点に至り、同点から同農道を北進し、農道61号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、農地と山林の境界との接点(駒形神社)に至り、同点から同境界を北西進し、北佐久郡軽井沢町道発地南軽井沢線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、北佐久郡軽井沢町道女街道線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、民有林第14林班と第16林班の境界に通じる道路との接点に至り、同点から同道路を南進し、民有林第14林班と第16林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、民有林第14林班と第23林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、北佐久郡軽井沢町道風越線との接点に至り、同点から同町道を北進し、北佐久郡軽井沢町道女街道線との交点に至り、同点から同町道を西進し、県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道18号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、国道18号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,947ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

8 来光寺池特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上田市古安曾地籍の主要地方道別所丸子線と上田市道鈴子2号線との接点を起点とし、同点から同地方道を約150メートル東進し、農業用水路との交点に至り、同点から同水路を南東進し、市道鈴子1号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道鈴子2号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、さらに北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約6ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

9 下小島特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上田市小島地籍の市道構小島3号線と市道保野下小島線との接点を起点とし、同点から市道構小島3号線を約50メートル西進し、車道との接点に至り、同点から同車道を南西進し、同車道の終点に至り、同点から農業用水路を南西進し、市道構小島2号線終点地先の車道の終点との接点に至り、同点から一級河川湯川対岸の市道保野3号線から同河川へ向かって東進する車道の終点との見通し線を同河川へ向かって西北西進し、同河川との接点に至り、同点から同河川を北進し、さらに北東進し、同河川左岸の保野舞田処理場先で同河川と、同河川が北に屈曲する点で同河川の右岸に接続する水路との接点に至り、同点から同水路を東進し、市道構小島3号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、さらに西進し、上田市小島428番地と432番地の境界線との接点に至り、同点から同線を西進し、車道との接点に至り、同点から同車道を南進し、さらに上田市小島419番地西側の土手上を水田の畦に沿って南進し、市道保野下小島

線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約7ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

10 金沢・菖蒲沢特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

茅野市大字金沢地籍のJR中央本線(中央東線)と茅野市道IV B 1039号線との接点を起点とし、同点から同市道を北東進し、茅野市道IV B 1202号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、諏訪郡原村道3177号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、茅野市道IV B 1052号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、諏訪郡原村道3158号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、諏訪郡原村道3135号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、県道神ノ原青柳停車場線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、JR中央本線(中央東線)との交点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約52ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

11 大芝原特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上伊那郡南箕輪村大芝原地籍の中央自動車道西宮線と伊那市と上伊那郡南箕輪村の境界との交点を起点とし、同点から同境界を北西進し、大泉川との接点に至り、同点から同川を東進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約202ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

12 鞍馬沢特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

下伊那郡喬木村の村道507号線と鞍馬沢の鞍馬橋との交点を起点とし、同点から同沢を東進し、同沢と通称ハコナギ西尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、通称焔牛原の南端と村有林6-ろ-10-イ林班と6-ろ-10-ホ林班との交点に至り、同点から同村有林界に沿って東進し、村有林6-ろ-10-ロ林班と6-ろ-10-ニ林班との接点に至り、同点から同林班界を南進し、村有林7-い-75林班と唐沢との接点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と村道5号線との交点に至り、同点から同村道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約106ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

13 木曾駒特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

木曾郡木曾町日義原野地籍所在の正沢川と国道19号線との交点を起点とし、同点から同国道を北東進し、同国道と無佐沢川との交点に至り、同点から同川を南東進し、同川と町道渡沢線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、同町道と町道大柵線との接点に至り、同点から同町道大柵線を南東進し、同町道と正沢川との交点に至り、同点から同川を東進し、南進し、同川と木曾駒高原保健休養地界との接点に至り、同点から同保健休養地界を南西進し、同保健休養地界と通称きび尾の屋根との接点に至り、同点から同屋根を北西進し、きび尾三角点(標

高1,147メートル)に至り、同点から細沢を南西進し、同沢と八沢川との合流点に至り、同点から同川を西進し、さらに北西進し、同川と木曾町福島字安林と字小桂の字界との接点に至り、同点から同字界を北東進し、北西進し、北東進し、さらに南東進し、同字界と木曾駒高原保健休養地界との接点に至り、同点から同保健休養地界を南東進し、北東進し、同保健休養地界と正沢川との接点に至り、同点から同川を北進し、北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約789ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

14 南内田特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

塩尻市大字片丘南内田の塩尻市道中原線と塩尻市道東山山麓線との交点を起点とし、同点から同市道を北進し、塩尻市道赤津原村線との交点に至り、同点から同市道を東進し、塩尻市道片丘山麓線との交点に至り、同点から同市道を南進し、塩尻市道中原線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、民有林と農地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、農道片丘735号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、塩尻市道中原線との接点に至り、同点から同市道を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約92ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

15 泉特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

大町市常盤地籍の県道有明大町線と大町市道泉13号線との接点を起点とし、同点から大町市運動公園と高瀬川の敷地境界を南東進し、同敷地境界と同運動公園野球場敷地境界フェンスとの接点に至り、同点から同境界フェンスを南東進し、南西進し、同境界フェンスと市道泉24号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道長畑高根線と貝原^{せま}との交点に至り、同点から同堰を北西進し、中部用水路との接点に至り、同点から同用水路を北西進し、同用水路と市道泉48号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道泉13号線との接点に至り、同点から同市道泉13号線を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約30ヘクタール)

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

16 向山特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

上水内郡飯綱町大字芋川地籍の斑尾大橋と町道風坂汐水線との接点を起点とし、同点から同町道を北西進し、町道向中真引線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道町向山線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道田中日向線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道旧東光寺中村線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道中野北線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道今里向山線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、町道今里1号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道今里西線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道日向線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道榎峯線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道日向線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道宮平線との接点に至り、同点から同町

道を西進し、町道寺村向山線との交点に至り、同点から同町道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約85ヘクタール）

(2) 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第534号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

平成21年11月13日

長野県知事 村 井 仁

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域

1 区域

諏訪市大和地籍の市道2-2号線と市道11234号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同地方道を南進し、唐沢川との交点に至り、同点から同川を東進し、中部電力諏訪東茅野線（送電線）の管理用道路との接点に至り、同点から同道路を南東進し、県道諏訪茅野線との接点に至り、同点から同県道を北進し、さらに南東進し、林道中沢線との接点に至り、同点から同林道を南進し、諏訪湖カントリークラブ区域界との接点に至り、同点から同区域界を北西進し、市道42220号線に至る歩道との接点（標高1,170.8メートルの三角水準点）に至り、同点から同歩道を南進し、市道42220号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道諏訪茅野線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、福沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同地方道を南西進し、市道1-11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道2-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約456ヘクタール）

2 存続期間

平成21年11月14日から平成31年10月31日まで

3 捕獲の禁止又は制限

ニホンジカ及びイノシシを除く狩猟鳥獣の捕獲の禁止

森林づくり推進課野生鳥獣対策室